

■普通地区の届出対象行為

1) 建築物

行為の種類	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	・高さ 10m 又は 建築面積 500 m ² を超えるもの

適用除外

- ・仮設の建築物の建築等
- ・増築、改築に係る床面積の合計 10 m²以下のもの
- ・外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計 10 m²以下のもの
- ・改築で外観の変更を伴わないもの

2) 工作物

行為の種類	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの ・装飾塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・擁壁その他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設 ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 13m（建築物と一体となって設置される場合は、高さ 5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m）又は築造面積 1,000 m²を超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物、広告塔その他これらに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 13m又は表示面積の合計 25 m²（建築物と一体となって設置される場合にあっては高さ 5m、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m又は表示面積の合計 25 m²）を超えるもの

届出対象規模	・垣、さく、塀その他これらに類するもの	・高さ 3mを超えるもの
	・電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの	・高さ 20m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ 20m）を超えるもの

適用除外

- ・仮設の工作物の建設等
- ・改築で外観の変更を伴わないもの

3) 土石の採取、鉱物の掘採

届出対象規模	当該行為に係る部分の土地の面積 1,000 m ² を超えるもの、又は高さ 5m及び長さ 10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
--------	---

適用除外

- ・国道、県道、4 車線以上の市道及び鉄道線路の境界から 1,000m以内の区域以外の区域における行為

4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出対象規模	物件の高さ 5m 又は当該行為に係る部分の土地の面積 1,000 m ² を超えるもの
--------	--

適用除外

- ・都市計画法に規定する工業地域内における行為
- ・国道、県道、4 車線以上の市道及び鉄道線路の境界から 100m以内の区域以外の区域における行為
- ・外部から見通すことのできない場所での行為
- ・期間が 90 日を超えて継続しないもの

※ 1) ～ 4) に共通する適用除外

- ・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等、伝統的建造物群保存地区内における現状変更を行う行為
- ・都市計画法に規定する風致地区及び地区計画の区域内における建築物の新築等
- ・岡山県自然保護条例に規定する自然環境保全地域及び環境緑地保護地域等内における建築物の新築等
- ・岡山県立自然公園条例に規定する特別地域及び普通地域内における工作物の新築等
- ・岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- ・高梁市文化財保護条例に規定する市指定重要文化財の現状変更・修理等を行う行為
- ・地盤面下又は水面下における行為
- ・他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為